

証券コード 3271
2020年9月11日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社THEグローバル社
代表取締役社長 永 嶋 秀 和

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年9月28日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年9月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階 スカイカンファレンス ホールA・B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第10期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、可能な限り書面による議決権行使をお願い申し上げます。

また、本株主総会へのご出席を検討されている株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

本総会において、お土産は配布いたしませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.the-g.co.jp/>）に掲載させていただきます。

法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイト（<http://www.the-g.co.jp/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の連結注記表 (2) 計算書類の個別注記表

したがって、本提供書面は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(提供書面)

事業報告

(2019年 7月 1日から
2020年 6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年7月1日～2020年6月30日）におけるわが国経済は、消費税率引上げや自然災害、米中通商摩擦等の懸念はあったものの、政府の各種政策等を背景に企業収益の改善、雇用・所得情勢は緩やかな回復基調で推移しておりました。しかしながら2020年に入り感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、国内外の経済は急激に失速した状況にあり、今後も収束の時期が見えないことによる経済への影響は強く懸念されます。

当社グループが手掛けるホテル業界におきましては、2019年の訪日外国人観光客数が過去最多を更新し、国内の宿泊旅行者割合も前年比を上回る等、急激な客室供給増加による競争が懸念されつつも、国内宿泊施設の稼働率は全国的に上昇傾向にあり好調に推移しておりました。しかし2020年2月以降、世界的な新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、外出自粛や訪日客の入国・行動制限などにより国内外の旅行客数は激減し、過去最低の水準に落ち込み、ホテル市場も厳しい状況にあります。

このような状況下、当社グループでは、ホテル開発において京都で2棟、その他エリアで1棟の引渡しを行いました。また、運営においては、新たなオペレーションパートナー、株式会社 Plan・Do・Seeと業務提携し、京都ホテルプロジェクトにおけるブランド戦略構築活動に努めると同時に、既竣工及び竣工予定物件の販売活動に努めました。しかしながら新型コロナウイルス感染症の影響は顕著にあらわれ、当社グループでも販売物件は売却に至らず、ホテル運営の自粛、休止を実施、現在も一部のホテルを除き休業を余儀なくされております。

不動産業界におきましては、首都圏の2020年上半期（1月～6月）において、新築分譲マンションの供給戸数44.2%減（前年同期比）の7,497戸と上期としては初めて1万戸を下回りましたが、初月契約率は68.3%（前年同期：66.5%）となりました（不動産経済研究所調べ）。首都圏の新築分譲戸建については、供給戸数、平均価格ともにほぼ横ばいで推移しております（不動産経済研究所及び東京カンテイ調べ）。人口流入が続く都心部においては、単身者やDINKS、シニア層の購入ニーズの多様化を背景に、実需又は収益物件として、分譲コンパクト

マンション（専有面積30㎡以上50㎡未満）の供給割合が増加傾向に推移しております（マーキュリー調べ）。収益・投資用不動産市場についても、需要は旺盛な状況が続いており、2020年上半期の供給戸数、単価とも前年同期と比べ上昇しております（不動産経済研究所調べ）。

当社グループにおきましては、都心を中心とした実需の分譲コンパクトマンション、投資用ワンルームマンション及び利便性の良い都心近郊のファミリー分譲マンション用地の仕入・開発に取組みました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は25,702百万円（前期比28.3%減）、営業損失2,025百万円（前期は営業利益2,307百万円）、経常損失4,268百万円（前期は経常利益1,459百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失4,836百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益629百万円）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

〔マンション事業〕

マンション事業におきましては、「ウィルレーナ浦和常盤」、「ウィルレーナ森下」、「ウィルローズ鳩ヶ谷エディオ」や収益物件の引渡等により、合計154戸の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高9,425百万円（前期比20.1%減）、営業利益816百万円（同55.7%減）となりました。

〔ホテル事業〕

ホテル事業におきましては、「広島プロジェクト」、「京都堺町通プロジェクト」等、合計3棟（138室）の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高6,539百万円（前期比52.6%減）、営業損失1,960百万円（前期は営業利益1,397百万円）となりました。

〔戸建事業〕

戸建事業におきましては、「練馬区羽沢1期プロジェクト」、「和光市丸山台2期プロジェクト」、「新宿区山吹町プロジェクト」等、分譲139戸、請負工事31戸、計170戸及び収益物件14物件の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高8,707百万円（前期比7.5%減）、営業利益119百万円（同42.9%増）となりました。

〔販売代理事業〕

販売代理事業におきましては、グループ会社開発及び他社開発物件の販売代理を行い、地域別の引渡実績は、東京都区部58物件159戸、東京都下3物件17戸、埼玉県13物件178戸、千葉県1物件1戸、山梨県3物件14戸、茨城県2物件53戸、合計80物件422戸となりました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高718百万円（前期比73.1%増）、営業利益246百万円（前期は営業損失80百万円）となりました。

〔建物管理事業〕

建物管理事業におきましては、2020年6月30日現在のマンション管理戸数が3,633戸となりました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高436百万円（前期比0.1%増）、営業利益40百万円（同29.5%減）となりました。

〔その他〕

その他としましては、不動産賃貸事業等による収入であります。

以上の結果、当セグメントの売上高は229百万円（前期比11.0%増）、営業損失は69百万円（前期は営業利益83百万円）となりました。

② **設備投資の状況**

当連結会計年度におきましては、ホテル運営施設の設備購入28百万円、賃貸用不動産の空調設備更新等20百万円等、総額62百万円の設備投資を行いました。

③ **資金調達の状況**

株式会社THEグローバル社第6回無担保社債の発行により300百万円、株式会社THEグローバル社第7回無担保社債の発行により200百万円、株式会社THEグローバル社第8回無担保社債の発行により1,000百万円の資金調達を行いました。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (2017年6月期)	第8期 (2018年6月期)	第9期 (2019年6月期)	第10期 (当連結会計年度) (2020年6月期)
売上高(千円)	31,404,690	38,742,724	35,864,223	25,702,085
親会社株主に帰属する 当期純利益又は(千円) 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	949,782	2,005,303	629,918	△4,836,917
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	70.56	148.73	46.60	△356.36
総 資 産(千円)	32,633,166	45,881,193	53,346,240	46,303,891
純 資 産(千円)	7,511,749	9,320,014	9,562,215	4,404,183
1株当たり純資産額(円)	552.34	684.51	702.38	319.92

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル 住 販	463,810千円	100.0%	不動産販売代理他
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ エ ル シ ード	100,000千円	100.0%	不動産売買他
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ ハ ート	50,000千円	100.0%	不動産管理他
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ キ ャ ス ト	200,000千円	100.0%	不動産売買他
株式会社グローバル・ホテルマネジメント	450,000千円	100.0%	ホテル運営

(4) 対処すべき課題

当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当該状況を解消すべく以下のような対応策を講じ、当該状況の解消、改善に努めて参ります。

① 開発・運営費の削減

ホテル事業において、開発物件の付加価値を高め他ホテルとの差別化を図り、さまざまなチャネルを活用して投資家向けの販路を拡大、資金化に努めるとともに、現在休業、自粛が余儀なくされているホテル運営においては、新規オープン棟を含め全棟の稼働再開に向け、充実したブランド戦略を練り直し、サービスの拡充と稼働率の向上に努めてまいります。

② 事業の選択と収益基盤の底上げと強化

当社グループの主たる事業でありますマンション事業に注力し、戸建事業については縮小してまいります。マンション事業の仕入・開発・販売の強化を図り、資金効率の改善に努めてまいります。

③ 資金施策の改善

現在進行中のプロジェクト資金等については、各金融機関及び建設会社のご協力により工期、販売活動の見直しに合わせた返済条件にて概ね合意をいただいております。

また、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在を早期に解消できるよう、今後に向けて、資本政策も検討してまいります。

④ 有利子負債依存

財務状況について、特に有利子負債依存度が高い傾向にあります。当社グループの開発事業は、プロジェクトの仕入時より竣工又は売却までの開発期間を金融機関からの融資により取り組み、竣工又は物件の引渡し時に融資返済するスキームのため、今後におきましても物件取得により、有利子負債が増加するものと考えておりますが、着実に利益を積み上げ、財務体質の改善を図ってまいります。

また、上記①から④に加え、新規事業として、成長性・安定性・リスク等を勘案し、グループリソースを活用し事業シナジーが見込める新規事業機会の創出に取り組み、市場環境の変化にも対応できる安定的な事業基盤の構築に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年6月30日現在）

事業	主 要 な 取 引
マンション事業	マンションの企画・開発・分譲等
ホテル事業	宿泊施設等の企画・開発・販売・運営等
戸建事業	戸建の企画・開発・分譲及び請負工事、土地分譲
販売代理事業	不動産販売代理業務及び不動産仲介業務
建物管理事業	分譲マンション等の管理業務

(6) 主要な事業所（2020年6月30日現在）

当 社	本社：東京都新宿区
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル 住 販	本社：東京都新宿区 仲介センター：東京都中央区 モデルギャラリー：東京都中央区
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ エ ル シ ード	本社：東京都新宿区 支店：京都府京都市
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ ハ ート	本社：東京都新宿区
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ キ ャ ス ト	本社：東京都新宿区 支店：埼玉県所沢市、東京都町田市
株式会社グローバル・ホテルマネジメント	本社：東京都新宿区

(7) 使用人の状況（2020年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
マ ン シ ョ ン 事 業	22名 (1名)	2名増 (1名減)
ホ テ ル 事 業	87名 (37名)	69名増 (21名増)
戸 建 事 業	15名 (－)	19名減 (2名減)
販 売 代 理 事 業	40名 (9名)	－ (3名減)
建 物 管 理 事 業	14名 (2名)	2名増 (2名増)
全 社 (共 通)	38名 (8名)	1名増 (2名減)
合計	216名 (57名)	55名増 (15名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、常用パートを含んでおります。臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
17名	2名減	46.1歳	6.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、常用パートを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社 きらぼし 銀行	4,146,596千円
株式会社 みずほ 銀行	3,590,000千円
株式会社 三井住友 銀行	3,532,296千円
株式会社 SBI 証券	3,000,000千円
城北信用金庫	1,708,189千円
株式会社 千葉 銀行	1,467,760千円
株式会社 東和 銀行	1,411,449千円
株式会社 商工組合中央金庫	1,358,200千円
株式会社 りそな 銀行	1,288,304千円
株式会社 徳島大正 銀行	1,204,163千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,601,000株（自己株式76株を含む）
（注）ストックオプションの権利行使により、発行済株式の総数は、82,400株増加しております。
- ③ 株主数 12,450名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
永 嶋 秀 和	2,395,600株	17.61%
S C B H K A C E F G B A N K A G	1,030,000株	7.57%
株 式 会 社 ワ イ エ ム エ ス デ ィ ー	400,000株	2.94%
株 式 会 社 3 H ・ ト ラ ス ト	400,000株	2.94%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	250,900株	1.84%
永 嶋 康 雄	241,300株	1.77%
餅 田 裕 子	224,000株	1.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 □ 5)	206,800株	1.52%
L G T B A N K L T D	194,900株	1.43%
村 山 信 也	178,800株	1.31%

（注）1. 持株比率は、自己株式（76株）を控除して計算しております。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付の合併に伴い、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2010年7月27日開催の取締役会決議による新株予約権（第4回）

- (1) 新株予約権の払込金額 1個につき1,332円
- (2) 新株予約権の行使金額 1株につき287円
- (3) 新株予約権の行使期間 2012年10月1日から
2020年7月14日まで
- (4) 新株予約権の行使の条件
 - イ 当社普通株式の普通取引終値が550円以上、かつ、2011年6月期及び2012年6月期の監査済みの当社連結損益計算書における当期純利益がどちらも400百万円を超えた場合、本新株予約権を権利行使できる。
 - ロ 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。
 - ハ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該行使時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ホ 各新株予約権の一部行使はできない。

(5) 当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役除く）	1,110個	普通株式 444,000株	4名

2010年7月27日開催の取締役会決議による新株予約権（第5回）

- (1) 新株予約権の払込金額 払込みを要しない
- (2) 新株予約権の行使金額 1株につき313円
- (3) 新株予約権の行使期間 2012年7月30日から
2020年7月14日まで
- (4) 新株予約権の行使の条件
 - イ 当社普通株式の普通取引終値が550円以上、かつ、2011年6月期及び2012年6月期の監査済みの当社連結損益計算書における当期純利益がどちらも400百万円を超えた場合、本新株予約権を権利行使できる。
 - ロ 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。
 - ハ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該行使時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ホ 各新株予約権の一部行使はできない。
- (5) 当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役除く）	210個	普通株式 84,000株	1名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	永 嶋 秀 和	株式会社グローバル住販取締役 株式会社グローバル・エルシード 代表取締役会長 株式会社グローバル・ハート取締役 株式会社グローバル・キャスト取締役 株式会社グローバル・ホテルマネジメント取締役 Global L-seed Ho Chi Minh Company Limited General Director 株式会社グローバル投資顧問取締役 株式会社グローバル・メディカルラボ取締役
取 締 役	永 嶋 康 雄	株式会社グローバル・エルシード代表取締役社長
取 締 役	奥 田 晃 久	株式会社グローバル住販代表取締役社長
取 締 役	吉 田 修	管理部長 株式会社グローバル住販取締役財務経理部長 株式会社グローバル・エルシード取締役管理部長 株式会社グローバル・ハート取締役管理部長 株式会社グローバル・キャスト取締役管理部長 株式会社グローバル・ホテルマネジメント取締役 株式会社イタルグルメ取締役
取 締 役	岡 田 一 男	経営企画室長 株式会社グローバル住販取締役 株式会社グローバル・エルシード取締役 株式会社グローバル・ハート取締役 株式会社グローバル・キャスト取締役
取 締 役	辻 村 茂	－
取 締 役	北 村 章	－
常 勤 監 査 役	三 枝 龍 次 郎	株式会社グローバル住販監査役 株式会社グローバル・エルシード監査役 株式会社グローバル・ハート監査役 株式会社グローバル・キャスト監査役 株式会社グローバル・ホテルマネジメント監査役 株式会社グローバル投資顧問監査役
監 査 役	後 藤 勇	株式会社グローバル住販監査役 株式会社グローバル・エルシード監査役 株式会社グローバル・ハート監査役 株式会社グローバル・キャスト監査役
監 査 役	小 林 一 久	－

- (注) 1. 取締役辻村茂氏及び北村章氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役三枝龍次郎氏、監査役後藤勇氏及び監査役小林一久氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、辻村茂氏、北村章氏、三枝龍次郎氏、後藤勇氏、小林一久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	5 (2)	130,420 (10,980)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	18,200 (18,200)
合計 (うち社外役員)	8 (5)	148,620 (29,180)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬額は、2011年9月28日開催の第1期定時株主総会の決議により、それぞれ年額500,000千円以内及び年額50,000千円以内と定められております。
3. 取締役永嶋康雄氏は、当社連結子会社株式会社グローバル・エルシードの代表取締役社長、奥田晃久氏は当社連結子会社株式会社グローバル住販の代表取締役社長として、それぞれ各社から役員報酬を受け取っていることから、上記の対象となる役員の員数には含めておりません。

④ 社外役員に関する事項

- イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 常勤監査役三枝龍次郎氏は、連結子会社である株式会社グローバル住販、株式会社グローバル・エルシード、株式会社グローバル・ハート、株式会社グローバル・キャスト、株式会社グローバル・ホテルマネジメント及び株式会社グローバル投資顧問の監査役であります。監査役後藤勇氏は、連結子会社である株式会社グローバル住販、株式会社グローバル・エルシード、株式会社グローバル・ハート及び株式会社グローバル・キャストの監査役であります。

□ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 辻 村 茂	当事業年度に開催された取締役会25回すべてに出席し、主に会社経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 北 村 章	当事業年度に開催された取締役会25回すべてに出席し、主に会社経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役 三 枝 龍次郎	当事業年度に開催された取締役会25回すべてに出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。常勤監査役として取締役の業務執行を監査し、取締役会や監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、内部統制の構築、運営について取締役の業務執行上の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 後 藤 勇	当事業年度に開催された取締役会25回のうち23回に出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。取締役会や監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、金融、不動産業界の経験に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 小 林 一 久	当事業年度に開催された取締役会25回すべてに出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。取締役会や監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、警視庁勤務における幅広い経験に基づき、当社の反社会的勢力排除について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を参考に、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を次のとおり定めております。

- (1) 当社は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、又は、会計監査人の監査能力及び信用力並びに監査報酬等を総合的に勘案し、会計監査人の解任又は不再任が相当と判断される場合、当社監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- (2) 会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、当社監査役会は、監査役全員の同意のもと、当該会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであり、当社取締役会決議において、2015年5月1日に会社法改正に伴う必要な改定を実施しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は「取締役会規程」に取締役会決議・報告事項等を定め、当該決議・報告事項等の定めにより会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (4) 代表取締役を「コンプライアンス管理規程」の実施統括責任者とし、「コンプライアンス委員会」が実施の推進及び管理を行う。
- (5) 「公益通報者保護規程」に基づき、監査役を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
- (6) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合は、警察及び顧問弁護士等との連携を図り組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、「取締役会規程」「文書管理規程」に則り、保存及び管理する。
- (2) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 全社的な企業目標を定め、その浸透を図るとともに、この目標に向けて当社及び子会社が実施すべき具体的な目標を定める。各業務の執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続きにより効率的な業務執行体制とする。
- (3) 取締役会は、定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」に基づき運用し、コンプライアンス体制を強化する。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- (3) 監査役を窓口とした社内通報制度を「公益通報者保護規程」に基づき運用し、内部監視体制を強化する。
- (4) 監査役は、当社及び子会社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役会に対して適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を当社内に置くものとする。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動は、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は、取締役会のほかグループ経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めたときには、適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。
- (3) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (4) 社内通報窓口を利用して、当社及び子会社の全従業員が直接監査役に内部通報ができる体制とする。

- (5) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が、代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的に会議を開催し、監査役が意見又は情報の交換ができる体制とする。
- (3) 内部監査部門は、監査役との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けることができる体制とする。
- (4) 監査役が、会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法等の関係法令に基づく適切な内部統制を整備及び運用する体制を構築し、その体制を継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。
- (2) 内部統制報告制度に対応するため、当社及び子会社のIT統制のための基本規程として情報システム管理規程等を制定し、当社システム担当部門について他業務部門からの独立性を確保する。

10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- (2) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

11. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」を定め、子会社を管理する当社担当役員が、当社に準じて子会社を管理する。
- (2) 当社の役職員が子会社の取締役就任することにより、当社が、子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- (3) 子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- (4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務内容の報告を受け、子会社の重要な決定については事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- (5) 当社と子会社との取引、子会社間の取引については、客観性を確保するものとする。

- (6) 当社及び子会社の監査役は、子会社の法令及び定款等への適合性を確認する。
- (7) 子会社において、法令及び定款等に違反又はその懸念がある事象が発生した場合、速やかに当社及び子会社の社長等に報告する体制を確保する。
- (8) 監査役を窓口とした社内通報制度は、当社のみならず子会社にも適用し、周知徹底を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- (9) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、その結果を当社及び子会社の社長等に報告し、各部門と協力の上、改善策の指導、実施の支援・助言等を行う。
- (10) 子会社が当社に準じて実施する内部統制上のリスク及び損失の危険の管理は、当社もその評価に関与する。
- (11) 海外の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な限り本方針に準じる。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度において、記載すべき運用上の問題や業務の不適正はありません。

コンプライアンス及び事業リスクについては、当社及び子会社の役職員に対して、事業別に当該事項を整理したチェックリストを作成し、社内講習等で周知徹底するとともに、コンプライアンス及びリスクコントロールの浸透を図っております。

反社会的勢力に対する対応については、反社会的勢力調査規程に則り、取引排除を徹底するとともに、当社及び子会社の役職員に対して、その基本的事項の再確認となる社内講習を実施する等、反社会的勢力との取引排除の浸透を図っております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当該連結会計年度において、重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切かつ有効に運用されております。

当社及び子会社の事業報告においては、定期的に当社及び子会社の取締役会及びグループ経営会議等で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には、適時関連部署への指示を行っております。

取締役会においては、年1回、その実効性を評価し、改善に役立てております。

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	42,162,314	流 動 負 債	25,309,630
現 金 及 び 預 金	4,491,080	買 掛 金	2,389,154
売 掛 金	36,224	短 期 借 入 金	7,920,813
販 売 用 不 動 産	15,194,426	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	13,273,704
仕 掛 販 売 用 不 動 産	21,021,738	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	255,000
前 払 費 用	617,804	未 払 金	290,156
そ の 他	801,039	未 払 法 人 税 等	224,971
固 定 資 産	4,141,576	未 払 消 費 税 等	80,728
有 形 固 定 資 産	1,539,203	前 受 金	482,055
建 物 及 び 構 築 物	774,011	賞 与 引 当 金	7,753
土 地	744,004	そ の 他	385,293
そ の 他	21,188	固 定 負 債	16,590,077
無 形 固 定 資 産	26,691	社 債	1,840,000
投 資 そ の 他 の 資 産	2,575,681	長 期 借 入 金	13,985,259
投 資 有 価 証 券	453,720	繰 延 税 金 負 債	369,481
破 産 更 生 債 権 等	218,749	そ の 他	395,337
長 期 貸 付 金	1,554,438	負 債 合 計	41,899,708
繰 延 税 金 資 産	251	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,715,766	株 主 資 本	4,321,451
貸 倒 引 当 金	△1,367,244	資 本 金	424,466
資 産 合 計	46,303,891	資 本 剰 余 金	1,370,695
		利 益 剰 余 金	2,526,322
		自 己 株 式	△33
		その他の包括利益累計額	29,727
		そ の 他 有 価 証 券	27,725
		評 価 差 額 金	2,001
		為 替 換 算 調 整 勘 定	53,004
		新 株 予 約 権	4,404,183
		純 資 産 合 計	46,303,891
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	

連結損益計算書

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		25,702,085
売上原価		21,608,416
売上総利益		4,093,668
販売費及び一般管理費		6,119,363
営業損失(△)		△2,025,694
営業外収益		
受取利息	20,671	
受取手数料	10,622	
解約精算金	9,600	
受取地代家賃	7,258	
受取保険金	19,462	
その他	16,427	84,044
営業外費用		
支払利息	611,163	
支持分法による投資損失	19,923	
支払手数料	143,866	
為替差損	79,663	
貸倒引当金繰入	1,097,792	
解約違約金	270,000	
その他	104,889	2,327,299
経常損失(△)		△4,268,949
特別利益		
投資有価証券売却益	27,968	27,968
特別損失		
減損損失	494,957	
固定資産除売却損	32,608	527,565
税金等調整前当期純損失(△)		△4,768,546
法人税、住民税及び事業税	△14,148	
法人税等調整額	82,520	68,371
当期純損失(△)		△4,836,917
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△4,836,917

連結株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	404,731	1,350,960	7,705,510	△33	9,461,168
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行	19,734	19,734			39,469
剰 余 金 の 配 当			△337,963		△337,963
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△4,836,917		△4,836,917
連 結 範 囲 の 変 動			△4,306		△4,306
株主資本以外の中 の項目の連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	19,734	19,734	△5,179,187	－	△5,139,717
当 期 末 残 高	424,466	1,370,695	2,526,322	△33	4,321,451

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	32,392	1,638	34,030	67,015	9,562,215
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行					39,469
剰 余 金 の 配 当					△337,963
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△4,836,917
連 結 範 囲 の 変 動					△4,306
株主資本以外の中 の項目の連結会計年度中 の変動額(純額)	△4,666	362	△4,303	△14,010	△18,314
連結会計年度中の変動額合計	△4,666	362	△4,303	△14,010	△5,158,031
当 期 末 残 高	27,725	2,001	29,727	53,004	4,404,183

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,292,157	流 動 負 債	5,690,895
現金及び預金	474,550	短期借入金	4,521,000
前払費用	40,563	1年内返済予定の長期借入金	910,294
短期貸付金	3,700,000	1年内償還予定の社債	60,000
1年内回収予定の長期貸付金	39,000	未払金	15,975
敷金及び保証金	1,688	未払費用	67,754
その他	36,353	未払法人税等	97,401
固 定 資 産	3,350,981	未払消費税等	8,420
有形固定資産	43,125	預り金	5,877
建物	30,635	賞与引当金	1,284
構築物	10,981	その他	2,887
その他	1,507	固 定 負 債	2,484,126
無形固定資産	1,927	社長期借入金	1,680,000
投資その他の資産	3,305,929	その他	726,475
投資有価証券	15,000	負債合計	8,175,021
関係会社株式	1,543,344	純 資 産 の 部	
長期貸付金	4,187,138	株 主 資 本	△582,310
破産更生債権等	131,959	資 本 金	424,466
敷金及び保証金	107,057	資 本 剰 余 金	1,370,695
その他	30,647	資本準備金	311,266
貸倒引当金	△2,709,218	その他資本剰余金	1,059,429
資 産 合 計	7,643,139	利 益 剰 余 金	△2,377,438
		その他利益剰余金	△2,377,438
		繰越利益剰余金	△2,377,438
		自 己 株 式	△33
		評価・換算差額等	△2,576
		その他有価証券	△2,576
		評価差額金	
		新株予約権	53,004
		純 資 産 合 計	△531,881
		負債・純資産合計	7,643,139

損 益 計 算 書

(2019年 7 月 1 日から)
(2020年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,350,900
売 上 原 価		－
売 上 総 利 益		1,350,900
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		883,845
営 業 利 益		467,054
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	113,557	
受 取 配 当 金	682	
そ の 他	936	115,176
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	132,474	
社 債 利 息	15,239	
支 払 手 数 料	75,001	
社 債 発 行 費 用	23,671	
貸 倒 引 当 金 繰 入	2,507,259	
そ の 他	73,090	2,826,735
経 常 損 失 (△)		△2,244,504
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	27,968	27,968
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,067,911	1,067,911
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△3,284,448
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	102,781	
法 人 税 等 調 整 額	12,470	115,251
当 期 純 損 失 (△)		△3,399,699

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当 期 首 残 高	404,731	291,531	1,059,429	1,350,960	1,360,224	1,360,224	△33	3,115,883
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
新 株 の 発 行	19,734	19,734		19,734				39,469
剰 余 金 の 配 当					△337,963	△337,963		△337,963
当 期 純 損 失 (△)					△3,399,699	△3,399,699		△3,399,699
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の変動額 (純 額)								
事業年度中の変動額合計	19,734	19,734	－	19,734	△3,737,662	△3,737,662	－	△3,698,193
当 期 末 残 高	424,466	311,266	1,059,429	1,370,695	△2,377,438	△2,377,438	△33	△582,310

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純 資 産 計
	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等計		
当 期 首 残 高	12,616	12,616	67,015	3,195,514
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
新 株 の 発 行				39,469
剰 余 金 の 配 当				△337,963
当 期 純 損 失 (△)				△3,399,699
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の変動額 (純 額)	△15,193	△15,193	△14,010	△29,203
事業年度中の変動額合計	△15,193	△15,193	△14,010	△3,727,396
当 期 末 残 高	△2,576	△2,576	53,004	△531,881

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月28日

株式会社THEグローバル社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 高 尾 英 明 ㊞

公認会計士 新名谷 寛 昌 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社THEグローバル社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社THEグローバル社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、ホテル運営事業で赤字状態が継続するとともに、ホテル物件を計画通り販売することが困難な状況にあり、当期に営業損失を計上している。また、これに関連し、金融機関との融資期日延長並びに追加融資交渉を行っているほか、施工費用についても支払条件の見直し協議を行っている。今後運転資金が必要になることも想定されるが、現時点では金融機関等からの新たな資金調達について確実な見通しが得られている状況にはない。このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月28日

株式会社THEグローバル社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 高 尾 英 明 ㊞

公認会計士 新名谷 寛 昌 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、THEグローバル社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、ホテル運営事業で赤字状態が継続するとともに、ホテル物件を計画通り販売することが困難な状況にあり、当期純損失を計上している。また、これに関連し、金融機関との融資期日延長並びに追加融資交渉を行っているほか、施工費用についても支払条件の見直し協議を行っている。今後運転資金が必要になることも想定されるが、現時点では金融機関等からの新たな資金調達について確実な見通しが得られている状況にはない。このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月28日

株式会社THEグローバル社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	三	枝	龍次郎	㊞
社外監査役	後	藤	勇	㊞
社外監査役	小	林	一久	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	ながしま ひでかず 永 嶋 秀 和 (1970年11月6日)	1995年4月 扶桑レクセル株式会社(現 株式会社大京)入社 1998年11月 有限会社グローバル住販 代表取締役 1999年2月 同社を株式会社グローバル住販に組織変更 代表 取締役社長 2006年6月 株式会社ヒューマンヴェルディ(現 株式会社グロ ーバル・キャスト) 代表取締役社長 2006年9月 株式会社エルシード(現 株式会社グローバル・エ ルシード) 取締役 2009年7月 株式会社エルキャスト(現 株式会社グローバル・ キャスト) 取締役(現任) 2010年7月 当社 代表取締役社長(現任) 2010年7月 株式会社グローバル住販 取締役(現任) 2010年7月 株式会社グローバル・ハート 取締役(現任) 2012年5月 Global Real Management (Singapore) Pte.Ltd. Chairman and Director 2013年12月 株式会社グローバル投資顧問 取締役(現任) 2016年4月 株式会社グローバル・ホテルマネジメント 取締役 (現任) 2016年12月 Global L-seed Ho Chi Minh Company Limited General Director(現任) 2017年10月 株式会社グローバル・エルシード 代表取締役会長 (現任) 2020年4月 株式会社グローバル・メディカルラボ 取締役(現 任)	2,395,600株
[取締役候補者とした理由] 永嶋秀和氏は、当社の前身である株式会社グローバル住販を1998年に創業以来、強力なリーダーシッ プと実行力により、事業領域及び事業規模の拡大に尽力し、グループ各社を設立、牽引。2016年、東 京証券取引所市場第一部上場を果たすなど当社の経営には欠くことのできない存在であります。ま た、グループの中長期的経営戦略や当社の基盤事業において、豊富な知識と高い見識の下、新規領域へ の事業拡大を推し進めました。当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏が引続き経営にあた ることが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
2	なが しま やす お 永 嶋 康 雄 (1963年3月28日)	1986年4月 タカラスタンダード株式会社 入社 1989年10月 株式会社大京 入社 1991年9月 株式会社住宅建設 入社 1995年7月 株式会社エーコーハウジング（現 株式会社ランド コンサルジャパン）代表取締役社長 1998年9月 有限会社シー・アール・エス（現 株式会社グロー バル住販）代表取締役社長 2001年11月 株式会社エルシード（現 株式会社グローバル・エ ルシード）監査役 2002年8月 同社 代表取締役社長（現任） 2010年7月 当社 取締役（現任） 2016年2月 GF KOTOBUKI CO., LTD. Director	241,300株
[取締役候補者とした理由] 永嶋康雄氏は、企業経営の経験と高い経営視座を有し、当社子会社、株式会社グローバル・エルシードの社長として、グループの基盤事業であるマンション事業及びホテル事業拡大に尽力し、新規参入したホテル事業開発においては主導的な役割を担っております。また、一般社団法人全国住宅産業協会の理事を務め、社外活動にも積極的に取組んでおります。当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏が引続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
3	おく だ て る ひさ 奥 田 晃 久 (1970年12月25日)	1993年4月 松井建設株式会社 入社 1996年4月 株式会社大徳工務店 入社 1999年4月 株式会社グローバル住販 入社 1999年10月 同社 取締役 2002年1月 同社 専務取締役 2005年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント（現 株式 会社グローバル・ハート）代表取締役社長 2010年7月 株式会社グローバル住販 代表取締役社長（現任） 2016年9月 当社 取締役（現任）	174,600株
[取締役候補者とした理由] 奥田晃久氏は、当社の前身である株式会社グローバル住販への入社当初より、建設業界での実績と経験、専門知識を有し、取締役として業容の拡大に尽力し、現在は当社子会社、株式会社グローバル住販の社長を務め、グループのフィービジネス部門である販売事業及び収益事業における主導役員としてグループの発展に重要な役割を担っております。当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏が引続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	よし だ おさむ 吉 田 修 (1966年2月11日)	1990年4月 株式会社大京 入社 1999年5月 株式会社グローバル住販入社 業務部長 2001年11月 株式会社エルシード（現 株式会社グローバル・エルシード） 代表取締役社長 2002年9月 株式会社グローバル住販 取締役業務部長 2006年7月 同社 取締役管理部長 2007年4月 同社 取締役財務経理部長 2010年7月 当社 取締役財務経理部長 2010年7月 株式会社グローバル・エルシード 取締役 2010年7月 株式会社グローバル・キャスト 取締役 2010年7月 株式会社グローバル・ハート 取締役管理部長（現任） 2011年1月 当社 取締役管理部長（現任） 2012年10月 株式会社グローバル・エルシード 取締役管理部長（現任） 2013年11月 株式会社グローバル・キャスト 取締役管理部長（現任） 2014年8月 株式会社グローバル住販 取締役管理本部長 2016年4月 株式会社グローバル・ホテルマネジメント 取締役（現任） 2016年7月 株式会社グローバル住販 取締役財務経理部長（現任） 2016年12月 株式会社イタルグルメ 取締役（現任） 2017年9月 サキア・グローバルホテル株式会社（現 アンゴホテルズ株式会社） 取締役	12,700株
[取締役候補者とした理由] 吉田修氏は、1999年の当社前身である株式会社グローバル住販への入社より、財務・経理・総務等の業務に携わり、主にグループの管理部門担当役員としての任務を通じて、豊富な経験と高度な知識を有しており、当社の持続的成長を確実にものにするために、同氏が引続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	おかだかずお 岡田 一 男 (1970年8月21日)	1996年10月 星税務会計事務所 入所 1999年 9 月 株式会社グローバル住販 入社 2005年 7 月 同社 経営企画室長 2007年 3 月 株式会社エルシード（現 株式会社グローバル・エルシード）取締役（現任） 2010年 7 月 当社 取締役経営企画室長（現任） 2010年 7 月 株式会社グローバル住販 取締役（現任） 2010年 7 月 株式会社グローバル・キャスト 取締役（現任） 2010年 7 月 株式会社グローバル・ハート 取締役（現任） 2017年 9 月 サキア・グローバルホテル株式会社（現 アンゴホテルズ株式会社）監査役	900株
[取締役候補者とした理由] 岡田一男氏は、当社グループの経営企画部門に室長として長年携わり、企業価値の向上に努め、専門性の高い知識と経験を有しており、当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏が引続き経営にあたることが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	つじむらしげる 辻 村 茂 (1948年6月8日)	1971年 4 月 伊藤忠商事株式会社 入社 1994年 4 月 同社 建設開発部長 1995年 4 月 同社 都市住宅事業部長 1998年 4 月 同社 建設部門長代行(兼)建設部長 2000年 4 月 同社 建設・不動産部門長 2002年 6 月 同社 執行役員 建設・不動産部門長 2004年 5 月 伊藤忠都市開発株式会社 代表取締役社長 2014年 6 月 同社 代表取締役社長 退任 2015年 9 月 当社 社外取締役（現任）	—
[社外取締役候補者とした理由] 辻村茂氏は、長年にわたり伊藤忠都市開発株式会社のトップを務めた経歴から、総合商社の経営全般に関する知見及び豊富な経験と実績、高い経営視座を有しており、客観的、経営的視点等から当社グループの経営に対し適切な監督、助言を行っております。当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏が引続き経営にあたることが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	きたむらあきら 北村章 (1949年9月4日)	1972年4月 野村不動産株式会社 入社 1994年6月 同社 大阪支店長 1995年6月 同社 取締役住宅企画部長 1997年6月 同社 取締役流通事業本部長 1999年6月 同社 常務取締役流通事業本部長 2001年4月 野村不動産アーバンネット株式会社 代表取締役社長 2010年10月 東京不動産業健康保険組合 専務理事 2013年7月 同組合 特別顧問（現任） 朝日住宅株式会社 代表取締役専務 2017年9月 当社 社外取締役（現任）	—
[社外取締役候補者とした理由] 北村章氏は、野村不動産グループの取締役及びトップとしての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を有しており、様々な視点からの有益な助言を行うなど、当社グループの経営に重要な役割を担っております。当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏が引続き経営にあたることが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 辻村 茂氏及び北村 章氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 当社の社外取締役に就任してからの年数

辻村 茂氏及び北村 章氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって、それぞれ5年及び3年となります。

(2) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

辻村 茂氏及び北村 章氏は、現在当社の社外取締役であり、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は両氏との間に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合には、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

4. 辻村 茂氏及び北村 章氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第2号議案 監査役1名選任の件

当社監査役後藤 勇氏は、本総会終結の時をもって辞任することとなりましたので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任される監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任監査役の任期の満了すべき時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
高野 滋 (1945年8月24日)	1990年5月 勸業不動産株式会社（現、日本土地建物販売株式会社）入社 1997年2月 勸業不動産管理株式会社（現エヌケー建物管理株式会社）出向 2001年6月 同社取締役 2006年2月 株式会社ハートウェルス・マネジメント（現 株式会社グローバル・ハート）入社 2006年9月 同社取締役 2010年7月 同社代表取締役社長	—
[社外監査役候補者とした理由] 高野滋氏は、不動産業及び建物管理業において長年にわたり培われた豊富な知識と、経営に携わった経験に基づく客観的な見地から当社グループ全体の経営に対し、適切かつ有益なご助言やご指導をいただけるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 高野滋氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、高野氏が選任された場合は、会社法第427条第1項の規定により、同氏の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

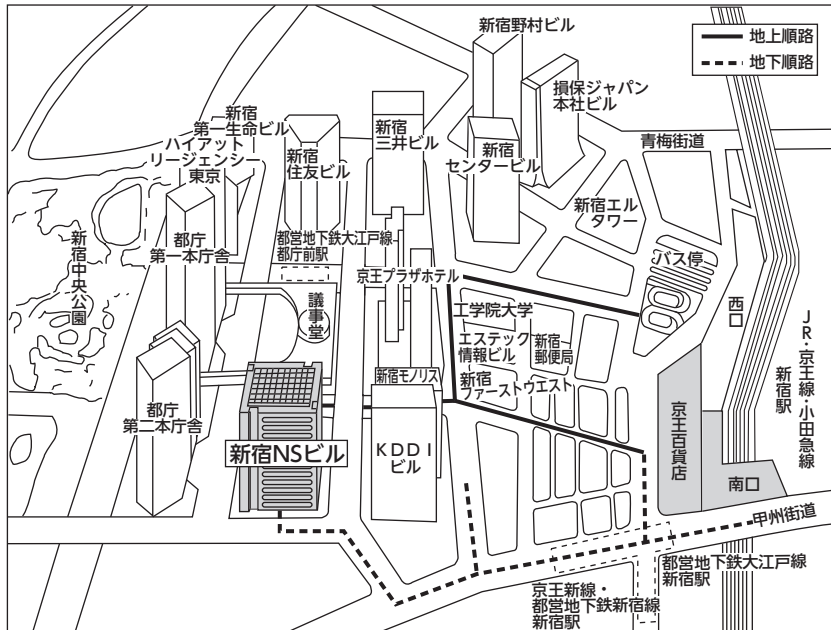
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿NSビル30階 スカイカンファレンス ホールA・B



交通 JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線 新宿駅「南口・西口」より徒歩7分

都営地下鉄線（新宿線）・京王新線 新宿駅「新都心口」より徒歩6分

都営地下鉄線（大江戸線）都庁前駅「A3出口」より徒歩3分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。